

防犯対策のための電話機・住宅防犯カメラ の購入に補助金を交付します

1

補助対象の機器

電話機

次のいずれにも当てはまる**固定電話機**又は**電話回線に接続する機器**
(※ スマートフォン等の携帯電話は**対象外**です。)

- (1) **呼出音が鳴る前に**、電話をかけてきた相手に対し、**自動で会話内容を録音する旨の警告メッセージが流れるもの**
- (2) 通話内容を録音する機能が**ついているもの**

住宅用防犯カメラ

撮影範囲が自宅の敷地内を主に撮影するもの（共用部分その他第3者の居住空間を撮影するものではないもの）

2

補助を受けられる対象者 ※ 次の条件をすべて満たしている方

- (1) 市内に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている者（電話機のみ**65歳以上の方が属する世帯。**）
- (2) 市民税等の滞納がない世帯
- (3) 厚木市暴力団排除条例に規定する暴力団員等が属さない世帯
- (4) 電話機については、過去に**厚木市振り込め詐欺等防止装置補助金**の交付を受けていない世帯

3

補助の内容

電話機

購入費の3分の2 **補助上限額6,000円**

(電話機:100円未満の端数は切り捨て)

住宅用防犯カメラ

設置費+

購入費の2分の1 **補助上限額20,000円**

いずれも**新品の**
み対象

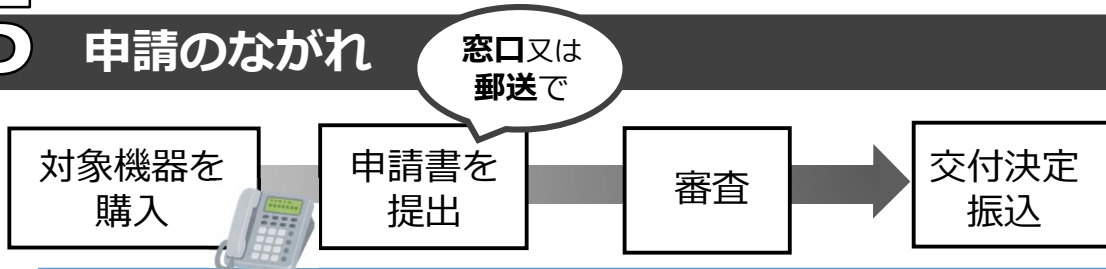
(住宅用防犯カメラ:1,000円未満の端数は切り捨て、**最低購入価格5,000円**、**複数台購入した場合も、申請できる上限は20,000円です。**)

4

申請書提出期間・提出窓口

- (1) 提出期間 **令和9年1月29日（金）まで（必着）**
※ 先着順に受付し、受付期間にかかわらず、予算額に達し次第終了となります。
- (2) 提出窓口 厚木市役所第二庁舎3階西側 市民交流部くらし交通安全課窓口
8時30分～17時15分（月～金曜日。ただし祝日を除く。）

5 申請のながれ



補助金の振り込みは、申請から最大3箇月程度を要します

申請書配布場所

くらし交通安全課窓口、ホームページ

6 提出書類

電話機、住宅用防犯カメラ共通

- 交付申請書 記入例 1
- 同意書 記入例 2
 - ※ 世帯全員の署名又は記名・押印が必要。一人世帯の場合は提出不要。
- 請求書 記入例 3
- 委任状 記入例 4 ※ 請求書の口座名義が請求者と異なる場合のみ必要。
- ★購入した機器等の領収書
 - ※販売店名、購入日、購入金額、宛名に申請者の氏名が記載されていること。
 - ※適格請求書ではなく、領収書を御提出ください。
- ★補助金の振込先の分かる書類（通帳やキャッシュカード等）
- ★取扱説明書又はカタログ等※①表紙、②対象機能の説明があるページ

住宅用防犯カメラ

- 設置後の状況が確認できる写真、画角のわかる写真
- （設置場所の所有者と申請者が異なる場合）同意書
- （共同住宅に設置する場合）管理組合の許可があったことがわかる書類

郵送で提出する場合は、【★】がついている書類は、写しを提出してください。

7 その他の注意事項

申請書に記載頂く金額に御注意願います。機器の購入及び設置に要した費用が補助対象経費です。また、購入費から各店舗等のポイントの使用分や店舗等で付与されるポイントを除いた額が補助対象額となります。

8 問合せ先・申請書送付先

担当：市民交流部 くらし交通安全課 くらし安全係

場所：厚木市役所第二庁舎 3階西側 ☎ 046-225-2148（直通）

送付先：〒243-8511 くらし交通安全課 宛（郵便番号と課名だけで届きます）